

### 調査報告

# 休日・夜間の救急診療を宿日直ではなく時間外勤務とした場合、当直料はいくらになるのか

江 原 朗

## はじめに

滋賀県立成人病センターをはじめとして、医師においても「名ばかり管理職」問題が顕在化してきた<sup>1)</sup>。確かに、管理監督者の場合には、深夜を除き、時間外・休日の残業代は支払われない。しかし、管理監督者とは、「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者」と昭和22年9月13日付けの労働省事務次官通達（発基17号）で定義されており、院長を除いた医師は、「名ばかり管理職」にすぎない。したがって、時間外・休日・深夜の割増賃金を支払う必要がある。

厚生労働省労働基準局長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」（基発第0319007号、平成14年3月19日）<sup>2)</sup>によれば、宿日直勤務を「病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみ」としている。したがって、休日・夜間の救急外来を開設している病院においては、日給の1/3以上とした宿日直手当（労働省労働基準局長通達、基発第90号、昭和33年2月13日）ではなく、時間外・休日・深夜の割増賃金を支払う必要がある。救急外来を実施する医

療機関において、16時間（深夜勤務を含む）の当直を行った場合、医師に支払う割増賃金はいくらになるのか計算した。

## I. 資料

平成19年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）を用いた。医師（男女計、平均年齢40歳）の所定内労働時間数164時間/月、所定内給与額762.7千円/月と報告されているので、時間内の時給4,650円（=762.7千円÷164時間）とした<sup>3)</sup>。

時間外・休日・深夜の割増賃金は、労働基準法第37条では以下の記載がある。

「第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

3. 使用者が、午後10時から午前5時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」

また、第37条1項を受けて、「労働基準法第

Physicians Work Overnight—How Much Is the Payment of One Night Duty Compatible with Labor-Related Laws?

Akira Ehara : Department of Public Health Sciences, Graduate School of Medicine, Hokkaido University  
北海道大学大学院医学研究科客員研究員（公衆衛生学）

37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成6年政令第5号）では、「労働基準法第37条第1項の政令で定める率は、同法第33条又は第36条第1項の規定により延長した労働時間の労働については2割5分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については3割5分とする。」とある。

そこで割増率は、最低の平日時間外2.5割増、平日深夜（午後10時～午前5時）5割増、休日3.5割増、休日深夜（午後10時～午前5時）6割増として計算を行った（表1）。

## II. 結果

時間内の時給が4,650円であるから、深夜（午後10時～午前5時）を挟んだ16時間（24時間－法定労働時間1日8時間）の当直における割増賃金は表2のようになる。

[平日]

$4,650円 \times [9時間（午後10時～午前5時以外の時間外） \times 1.25 + 7時間（午後10時～午前5時） \times 1.5] = 101,137円$

[休日]

$4,650円 \times [9時間（午後10時～午前5時以外） \times 1.35 + 7時間（午後10時～午前5時） \times$

表1 最低の割増率

項目	時間外（午後10時～午前5時を除く）	深夜（午後10時～午前5時）
平日	2.5割	5割
休日	3.5割	6割

表2 16時間の当直（午後10時～午前5時までの深夜を含む）における割増賃金

項目	計算式	割増賃金 （16時間分、単位円）
平日	$4,650円 \times (9時間 \times 1.25 + 7時間 \times 1.5)$	101,137円
休日	$4,650円 \times (9時間 \times 1.35 + 7時間 \times 1.6)$	108,577円
参考：宿日直手当*	$4,650円 \times 8時間 \times 1/3$	12,400円

\*宿日直手当：時給×8時間×1/3で計算

1.6] = 108,577円

なお、宿日直手当では8時間の給与の1/3で算出した場合、12,400円となる。

## III. 考察

厚生労働省の通達<sup>2)</sup>では、宿日直がいわゆる「寝当直」であるにもかかわらず、夜間・休日に救急外来を行う中核病院では、受診者数が多くて医師が仮眠さえもとれない状態にある<sup>4)</sup>。こうした施設において、当直医が日給の1/3に当たる宿日直手当しか支給されないことは問題である。

一方で、民間病院のなかには、「一晩に1、2件の救急しかなくても地域医療を支えるために当直医を置いている病院」<sup>5)</sup>もある。全日本病院協会は、「そうした医療現場の実態を理解することなく“杓子定規”に通知<sup>2)</sup>の主旨を徹底されると、地域の救急体制に影響が出ることも考えられ、労働基準局との真摯な話し合いが望まれます」との見解を出している<sup>5)</sup>。

休日・夜間にひっきりなしに患者が訪れる病院とそうではない病院との区別は必要かもしれない。事実、厚生労働省労働基準局監督課長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面の対応について」(基監発第1128001号、平成14年11月28日)<sup>6)</sup>においては、集団指導の対象を限定している(表3)。したがって、こうした集団指導の対象となるかならないかが、今後、当直を宿日直手当の対象とするのか、割増賃金の対象とするのかの境界となる可能性も否定できない。

表3 厚生労働省労働基準局監督課長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面向の対応について」(基監発第1128001号,平成14年11月28日)において,宿日直に関して集団指導の対象となる医療機関(以下のいずれか)

1. 宿直又は日直勤務の回数が許可基準(宿直週1回,日直月1回)を上回るもの。
2. 1か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が8日以上のもの。ただし,次のものは除外。
  - a. 1か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が8日ないし10日である場合において,救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに3時間以内のもの。
  - b. 1か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が11日ないし15日である場合において,救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに2時間以内のもの。
  - c. 1か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が16日以上である場合において,救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに1時間以内のもの。
3. 宿日直勤務中の通常の労働に対し宿日直手当のほか必要な賃金を支払っていないもの。

しかし,医療機関における宿日直の定義が示された以上,これに反する休日・夜間の診療は労働基準監督署による是正勧告を受ける可能性がある。昭和59年8月からの朝日新聞,昭和61年9月からの読売新聞を検索すると,平成20年8月23日までに国立大学病院7施設,都道府県立病院7施設,市町村立病院3施設が是正勧告を受けたと報じられている<sup>7)</sup>。全施設が時間外・休日・深夜の割増賃金の未払いにより労働基準法違反を指摘されている。人命を救うためとはいえ,労務管理をきちんと行わなければ,管理者が刑事処分を受ける可能性もある。

では,こうした勧告に対して,どのような改善が行われたのであろうか。滋賀県立成人病センターでは,病院長を除く部長職以上の医師について,時間外・休日および深夜の割増賃金を

払うこと,宿日直時の通常勤務に対して割増賃金を支払うこと,労働時間の把握のためにICカードを導入することなどが改善策として示されている<sup>8)</sup>。

しかし,割増賃金が支払われればよいというわけではない。長時間労働をした医師は医療事故を起こす可能性が高くなることが知られている<sup>9)</sup>。したがって,勤務時間を無制限に延長することは,法的には合法でも医療安全の点で危険である。

睡眠不足の研修医により医療過誤が生じたことを受けて,アメリカでは医師の勤務時間に上限を設ける動きが10年以上前から出ている。すでに,卒後研修の制度として研修時間の上限が設けられ,アメリカ卒後研修認定委員会(ACGME)は,2003(平成15)年7月に研修医の週の勤務時間を80時間に制限している<sup>10)</sup>。さらに,アメリカInstitute of Medicineは,研修医の週の労働時間の上限を80時間だけではなく,連続勤務を16時間に制限せよと勧告を出している<sup>11)</sup>。勤務時間の上限を守らなければ,ACGMEから研修施設の認定を取り消される可能性もあり,各医療施設の勤務時間上限の遵守は担保されていると思われる。

「名ばかり管理職」扱いによる時間外賃金の不払いや宿日直勤務時の救急外来が社会問題化し,時間外・休日・深夜の診療に労働行政のメスが入ろうとしている。24時間365日診療を行うことは,医の倫理の点から持ち続けるべき理念ではある。しかし,適切な労務管理を行わなければ,安全な医療を提供できないことも事実である。

平成20年12月に労働基準法が改正され,平成22年4月から月60時間を超える時間外労働に関しては,賃金の割増率が25%以上から50%以上へとアップする<sup>12)</sup>。今後,労働基準監督署による規制が強まる可能性も否定できない。医療機関の経営においても,医師に対する労務管理の厳格化が求められる。

## 文 献

- 1) 「名ばかり管理職」を改善, 滋賀県3病院 残業代支払いへ. 京都新聞, 平成20年5月30日.
- 2) 厚生労働省労働基準局長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」. 基発第0319007号, 平成14年3月19日.
- 3) 厚生労働省統計情報部:平成19年賃金構造基本統計調査「職種別きまって支給する現金給与額, 所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」. <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001014417&cycode=0>
- 4) 江原 朗:小児救急担当者の夜間における診療と睡眠について. 小児臨 2006; 59:2071-2075.
- 5) 「夜間救急等の勤務は許可“宿日直”と認めがたい」厚労省が通知. 四病協として早急の対応を協議. 全日病ニュース, 平成14年5月1日号. [http://www.ajha.or.jp/topnews/backnumber/2002/02\\_05\\_01\\_3.html](http://www.ajha.or.jp/topnews/backnumber/2002/02_05_01_3.html)
- 6) 厚生労働省労働基準局監督課長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面の対応について」. 基監発第1128001号, 平成14年11月28日.
- 7) 江原 朗:国立大学病院, 公立病院は労働基準監督署からどのような是正勧告を受けたのか. 日小児会誌 (in press).
- 8) 滋賀県病院事業庁(成人病センター):改善計画書, 平成20年5月30日(開示請求にて入手). <http://pediatrics.news.coocan.jp/shiga4.pdf>
- 9) Ehara A: Are long physician working hours harmful to patient safety? *Pediatr Int* 2008; 50:175-178.
- 10) Accreditation Council for Graduate Medical Education (ACGME): Common Program Requirements (July 1, 2003, Updated July 1, 2007). [http://www.acgme.org/acWebsite/dutyhours/dh\\_ComProgrRequirmentsDutyHours0707.pdf](http://www.acgme.org/acWebsite/dutyhours/dh_ComProgrRequirmentsDutyHours0707.pdf)
- 11) Institute of Medicine of the National Academies: Resident Duty Hours: Enhancing Sleep, Supervision, and Safety. December 02, 2008. <http://www.iom.edu/CMS/3809/48553/60449.aspx>
- 12) 残業60時間超は割増率50%以上に改正労基法が成立. 日本経済新聞, 平成20年12月5日. <http://bizplus.nikkei.co.jp/genre/top/index.cfm?i=2008120502357b1>

---

受付日 平成20年12月10日

連絡先 〒062-0021 札幌市豊平区月寒西1条6丁目3-15-201  
江原 朗